

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

2 いじめの基本認識

- ① いじめは、校内外を問わず全ての生徒に関係する問題であり、いじめを認識しながら放置することは絶対にあってはならない。
- ② いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されるべきではない卑劣な行為であり、どの生徒にも起こりうる行為である。
- ③ いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の重大な影響を与えるもので、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるという基本認識に立つ。

3 いじめの防止基本理念

いじめが行われることなく、すべての生徒が安心して楽しく充実した学校生活を送ることができるよう学校全体で、いじめの未然防止、早期発見、さらにいじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に保護者や関係機関と密接な連携を図り対処するとともに事故の再発防止に努める。（「いじめ防止対策推進法」3条 抜粋）

4 いじめ防止のための基本事項

(1) 具体的施策

①いじめ防止のための調査と分析

いじめ防止のための調査及び分析を年間計画に基づき実施する。また、調査終了後は校内組織により内容を分析し、必要に応じてその対応にあたる。

②校内におけるいじめの未然防止

いじめの未然防止のため、日常的に生徒の望ましい人間関係づくりを醸成し、教育活動全体の中でコミュニケーション能力を高める。

特に道徳教育においては、人間関係の充実を図ることを重点化し、特別活動ではいじめ防止に資する活動を活性化させ、生徒が自主的・実践的に活動を進めることができるように支援する。

さらに総合的な学習の時間においては、社会的資質を集団の中で体験的に学び、人間力を高めるよう実践する。

③保護者・地域・関係機関との連携による未然防止

コミュニティ・スクールの活動の一つとして、生徒の安全・安心のための担、関係機関を含めた緊密な連携により、いじめの未然防止にあたる。具体的には、登下校時の挨拶運動や防犯パトロールを実施する。

④いじめの早期発見

いじめを早期発見するため、日常における教職員の連携を重視し、チーム支援を基本とした体制づくりを進め、定期的な調査及び教育相談活動を学校体制で行ない、いじめの未然防止に努める。

⑤ インターネットいじめの防止策

生徒や保護者への実態調査を行い、発信された流通性、匿名性その他の送信される情報の特性を踏まえ、インターネットいじめを防止し効果的に対処できるよう、啓発活動を行うとともに外部講師などを招き、いじめ防止研修会を行う。

⑥ いじめ防止に対する教職員研修の充実

いじめ防止対策推進法、いじめの予防、防止、措置などに関わる研修会を年間計画に位置付け、教職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止の措置

① いじめ防止のため次の校内組織を置く。

校内におけるいじめの防止を効果的に進めるため、以下の措置を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
「構成員」 校長 教頭 生徒指導部長 いじめ不登校係 養護教諭 等
「活動」 ・未然防止対策等の年間活動計画の作成
・調査及び分析、教育相談等の推進
・いじめ事案の対応に関すること
・いじめに関わる生徒理解に関すること
「開催」 月一回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催する。

② いじめ防止のため保護者、地域を含めた次の組織を置く。

いじめ防止を多角的な視点を持って効果的に進めるため、「地域いじめ対策委員会」を設置する。
「構成員」 学校運営協議会代表、PTA会長、民生委員児童委員代表、校長、教頭、生徒指導部長
「活動」 ・未然防止対策等の年間活動計画の承認
・調査及び分析、教育相談に関することの報告
・いじめ事案の対応に関することの検討
・いじめに関わる生徒理解に関する検討
「開催」 定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催する。

③ いじめに対する措置

- ・いじめ相談を受けた場合は、即日もしくは数日以内に教師や生徒などを対象に調査を行い事実の有無の確認を行う。
- ・いじめが確認された場合は、即座にいじめをやめさせ、情報を開示しながらいじめを受けた生徒や保護者へ緊密な支援を行い、いじめを行った生徒や保護者に対しては指導助言を継続的に行い、再発防止に努める。
- ・いじめを受けた生徒が、安心して学校生活を送るため、必要な状況が生じた場合は、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒を、保護者と連携を図りながら、一定期間家庭学習及び別室で学習させる措置を講じる。
- ・生徒、保護者含めいじめの関係者における争いを生じさせないため、いじめの事実及び対処の仕方を共有するため必要な措置を講じる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめの事案については、教育委員会及び所轄警察署など関係機関と連携し対処する。

(3) 重大事案の措置

生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間欠席を余儀なくされている疑いがある時には、以下の対処を講じる。

- ① 大事態が発生した場合は、登別市教育委員会へすみやかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する関係機関による組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心に、事実関係を明らかにするための調査を行う。
- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、教育委員会及び所轄警察署と連携し厳正に対処する。

※危機管理マニュアルに「自殺関連行動に対する対応について」を追録した

5 いじめ防止の評価

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握、いじめ防止の取り組みや早期発見、さらにはいじめに対する措置を適切に行うため、マネジメント・サイクルにより実践の検証を行うとともに、保護者評価など学校評価の項目として取り扱い、客観的かつ適正に以下の内容の評価する。

- ① いじめの調査及び分析に関わる内容
- ② いじめ防止に関わる内容
- ③ いじめの早期発見に関わる内容
- ④ いじめの再発防止に関わる
- ⑤ いじめ防止に対する教職員の指導及び連携に関わる内容
- ⑥ 関係機関との連携に関わる内容